

資料3 .

相手国関係者（面会者）リスト

資料 - 3 主要面談者リスト

對外貿易經濟合作部國際經濟貿易關係司		
1	康 炳建	
2	謝 誠	
中化國際入札公司		
1	李 常滌	業務經理
陝西省對外貿易經濟合作庁		
1	馬 長林	副庁長
2	姚 超英	經濟合作庁 処長
陝西省航天環境工程設計院		
1	聂 尔昌	
2	王 敏	總工程師
西安市人民政府		
1	楊 広信	副市長
2	姚 引良	副市長
3	屈 増民	副秘書長
西安市市政管理委員会		
1	芦 猛虎	主任
2	李 成来	副主任
3	王 慶復	副主任
4	石 衛平	副主任
5	陳 東山	副主任
6	襄 堅城	弁公室 主任
7	任 政選	処長
8	梁 偉	弁公室 工程師
9	楊 闽江	工程建設管理处 処長
10	張 理	科学技術処 処長
11	錢 広吾	城肥（都市尿尿処理）処処長
12	張 明星	城肥（都市尿尿処理）処書記
13	韓 新友	固形廢棄物管理处 副処長
14	康 傑	固形廢棄物管理处 弁公室
15	郭 和平	市容環境衛生管理处 主任科学員
16	趙 金龍	
17	劉 振国	環境衛生科学技術研究所 所長
18	仇 郁平	環境衛生科学技術研究所 副所長
19	陳 林昌	環境衛生科学技術研究所 高級工程師
20	李 萍	環境衛生科学技術研究所 工程師
21	呂 剛	西安市市政設計研究院土建室 主任
西安市對外貿易經濟合作局		
1	陳 寬明	局長
2	馬 占臣	國際經濟合作局 処長
3	蔣 昇雲	國際經濟合作局弁公室 主任
4	任 焰	國際經濟合作処 副処長
西安市外事弁公室		
1	王 小鎮	副主任
2	蔡 蘭芳	儀典接待処 副処長
西安市財政局		
1	楊 寧	副局長

西安市計画局		
1	王 西京	副局長
西安市建設委員会		
1	王 徳安	副主任
西安市環境保護局		
1	翁 政強	副局長
2	衛 智林	計測投資処 工程師
西安市環境モニタリング所/環境保護研究所		
1	馬 龍宝	副所長/ 高級工程師
2	劉 宏斌	主任/ 高士 (博士)
3	秋 容萍	主任工程
蓮湖区		
1	嚴 石	副区長
未央区		
1	龍 曉華	副区長
雁塔区		
1	姜 長智	副区長
駐日經濟貿易首席代表		
1	劉 長城	首席代表

資料 4 .

当該国の社会経済状況

資料4. 中国の社会経済状況

	中華人民共和國
	People's Republic of China

一般指標	
政体	人民民主共和制 *1
元首	国家主席/胡錦濤(Hu JINTAO) *1
独立年月日	1949年10月1日(中華人民共和國成立) *3,4
主要民族/部族名	漢民族92%、その他55の少数民族 *1,3
主要言語	中国語、各種方言、少数民族語 *1,3
宗教	仏教、回教、キリスト教等 *1,3
国連加盟年	1945年10月24日 *12
世銀加盟年	1945年12月27日 *7
IMF加盟	1945年12月27日 *7
面積	960万km ² *1,6
人口	12億7,627万人 (2001年末) *17
首都	ベキン(北京、Beijing) *2
主要都市名	上海、天津、重慶、成都、石家莊、武漢 *3
雇用総数	73,025万人(2001年) *9
義務教育年数	9年間(年) *13
初等教育就学率	122.7%(1997年) *6
中等教育就学率	70.10%(1997年) *6
成人非識字率	6.72%(2000年) *13
人口密度	135人/km ² (2000年) *6
人口増加率	1.30%(1980~00年) *6
平均寿命	平均 70.10 男 68.10 女 72.30 *10
5歳児未満死亡率	36/1000(1998年) *6
カロリー供給量	2,897.0cal/日/人(1997年) *10

経済指標	
通貨単位	元 *3
為替レート	1元=約16.24円(2002年3月) *1
会計年度	Dec.31 *17
国家予算	(2001年) *9
歳入総額	16,371.0億元 *9
歳出総額	18,844.0億元 *9
総合収支	8,652 百万ドル(1999年) *15
ODA受取額	2,358.9 百万ドル(1998年) *18
国内総生産(GDP)	1,079,948 百万ドル(2000年) *6
一人当たりGNP	840 ドル(2000年) *6
GDP産業別構成	農業 16%(2000年) *6
	工業 51%(2000年) *6
	サービス業など 33%(2000年) *6
産業別雇用	農業 男 % 女(1992年) *6
	鉱工業 % (1992年) *6
	サービス業 % (1992年) *6
実質GDP成長率	7.9%(1990~2000年) *6
貿易量	(2001年) *1
商品輸出	2,662億ドル *1
商品輸入	2,436億ドル *1
輸入力パー率	9.8(月)(1999年) *14
主要輸出品目	繊維・同製品、機械電気製品、石油・同製品、繊維原料 *1
主要輸入品目	工業用機械、自動車、通信機器 *1
日本への輸出	581億ドル(2001年) *1
日本からの輸入	311億ドル(2001年) *1
粗外貨準備額	2,122億ドル(2001年) *17
対外債務残高	1,704億ドル(2001年) *17
対外債務返済率(DSR)	8.6%(1998年) *6
インフレ率	11.30% *6
(消費者価格物価上昇率)	(1990-98年) *6
国家開発計画	*11

気象 (1961年から1990年平均)		観測地: 北京 (北緯39度56分、東経116度17分、標高55m) *4,5											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均/計
降水量	2.7	5.9	9.1	26.5	28.8	70.8	175.7	182.1	48.8	19.0	6.2	2.3	577.9mm
平均気温	-4.3	-1.9	5.1	13.6	20.0	24.2	25.9	24.6	19.6	12.7	4.3	-2.3	11.8

*1 各国概況(外務省)

*2 世界の国々一覽表(外務省)

*3 世界年鑑2000(共同通信社)

*4 最新世界各国要覽10訂版(東京書籍)

*5 理科年表2000(国立天文台編)

*6 World Development Indicators2002

*7 The World Bank Public Information Center,
International Financial Statistics Yearbook 1998

*8 Universal Currency Converter

*9 中国統計摘要2002年版

*10 Human Development Report 2000 (UNDP)

*11 Country Profile (EIU), 外務省資料等

*12 United Nations Member States

*13 Statistical Yearbook 1999 (UNESCO)

*14 Global Development Finance 2000 (WB)

*15 International Financial Statistics 2000 (IMF)

*16 世界各国経済情報ファイル2000(日本貿易振興会)

*17 中国におけるJICA事業の概要2002年6月
(国際協力事業団・中華人民共和國事務所)

	中華人民共和國
	People's Republic of China

我が国におけるODAの実績		(資金協力は約束額ベース、単位：百万ドル)				
暦年項目	1996	1997	1998	1999	2000	
技術協力	3,180.9	3,021.0	2,781.8	3,199.2	3,704.6	
無償資金協力	2,395.5	2,018.0	2,167.6	2,340.0	2,108.8	
有償資金協力	2,779.8	4,396.3	5,782.2	9,846.2	7,605.5	
総額	8,356.3	9,435.3	10,731.5	15,385.4	13,418.8	

当該国に対するODAの実績		(支出総額、単位：百万ドル)				
暦年項目	1996	1997	1998	1999	2000	
技術協力	303.7	251.8	301.6	348.8	319.0	
無償資金協力	25.0	15.4	38.2	65.7	53.1	
有償資金協力	533.0	309.7	818.3	811.5	397.2	
総額	861.7	576.9	1,158.2	1,226.0	769.2	

OECD諸国の経済協力実績		(支出総額、単位：百万ドル)				
	贈与(1) (無償資金協力・ 技術協力)	有償資金協力 (2)	政府開発援助 (ODA) (1)+(2)=(3)	その他政府資金 及び民間資金 (4)	経済協力総額 (3)+(4)	
二国間援助 (主要供与国)	699.6	1,032.0	1,731.6	2,877.7	4,609.3	
1. Japan	339.8	818.4	1,158.2	-189.3	968.9	
2. Germany	135.4	185.9	321.3	1,203.4	1,524.7	
3. United Kingdom	55.0	0.4	55.4	916.4	971.8	
4. Canada	46.1	6.2	52.3	131.0	183.3	
多国間援助 (主要援助機関)	72.8	566.7	639.5	1,863.8	2,503.3	
1. IDA			553.8	0.0	553.8	
2. EC			21.7	7.4	29.1	
その他	3.0	-15.2	-12.2	0.0	-12.2	
合計	775.5	1,583.4	2,358.9	4,741.6	7,100.5	

援助受入窓口機関
技術協力：科学技術部国際合作司アジアアフリカ処 無償：対外貿易経済合作部国際経貿関係司第6処 協力隊：科学技術部

*17 ODA白書2001(外務省)

*18 International Development Statistics (CD-ROM) 2000 OECD

*19 JICA資料

資料 5 .

協議議事録 (M/M)

中華人民共和国
西安市廃棄物管理改善計画基本設計調査
協議議事録

予備調査結果に基づいて、日本国政府は「中華人民共和国西安市廃棄物管理改善計画」(以下、計画という)に関する基本設計調査の実施を決定し、その実施を国際協力事業団(以下JICAという)に委託した。

JICAは、JICA無償資金協力部業務第1課竹内博史を団長とする基本設計調査団(以下、調査団という)を2002年10月29日から11月30日まで中華人民共和国に派遣した。

調査団は、中華人民共和国政府関係者(以下、中国側という)と協議するとともに、対象地域において現地調査を実施した。

協議及び現地調査の結果、双方は附属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き調査を実施し、基本設計調査報告書を取りまとめる予定である。

本議事録は、本文と附属書から構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2002年11月4日 西安市にて

日本国
国際協力事業団
基本設計調査団長
竹内 博史

中華人民共和国
西安市人民政府
市政管理委員会 副主任
李 成来

竹内博史

李成来

附属書

1 計画の目的

本計画は、西安市の廃棄物管理改善を目的とした廃棄物収集、運搬、処分及び環境対策にかかる施設・機材の整備を図るものである。この事業にかかる費用のうち、中継輸送基地及び最終処分場にかかる機材及び環境モニタリング機材の調達部分につき日本国政府に対し中国政府が無償資金協力の要請を行った。

2 計画対象地域

本計画の対象地域は、別添1の地図にある西安市6市街区(廃棄物収集サービス地域)及び最終処分場や中継輸送基地である。

3 責任機関及び実施機関

3-1 責任機関

中華人民共和国西安市人民政府

3-2 実施機関

西安市市政管理委員会

4 予備調査協議議事録

両者は別添2に添付した予備調査協議議事録の内容を再確認し、要請内容は予備調査時の内容どおりであることを確認した。また、中国側は、同協議議事録にある日本の無償資金協力の仕組みを再確認し、さらに日中合作で実施する中継輸送基地建設については中国側施工部分についても日本側施工と同等の綿密な工程管理が必要であることを理解した。中国側は、今後、無償資金協力を実施する場合に中国側が対応すべき事項を理解し、適切に対応することを了解した。

5 協力の基本方針

JICAは今後の現地調査及び国内解析により、これら要請の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本国政府にその承認を推薦する。ただし、本計画の機材の品目、仕様、数量については最終的には今後の解析作業及び日本国政府の本計画に係る予算等を考慮して決定される。

6 調査の予定

- (1)本調査団は、引き続き2002年11月30日まで調査を継続する。この中で、西安市の廃棄物管理体制について把握するため、「7-4 廃棄物管理に関する調査」に示すとおり、ごみ収集、運搬、処分にかかるシステム、資源再生、自然環境及び社会環境等について調査を行うこととする。
- (2)JICAは基本設計概要書を作成することとし、基本設計概要説明調査団を2003年1月頃に派遣し、基本設計概要について中国側に説明するとともに、中国側の必要準備事項を確認する。
- (3)基本設計概要書の内容について、中国側に原則的に受け入れられた場合、JICAは基本設計調査報告書を作成し、これを2003年4月頃中国側に送付する。

7 その他の協議事項

7-1 計画の目標年次

両者は本計画の基本となる人口、廃棄物排出予測量等は 2005 年を基本とすることとし、その後の社会情勢変化等も考慮して計画策定を行うことで合意した。

7-2 中継輸送基地建設

中国側は 11 月末までに本基本設計調査団と中継輸送基地についての基本的な設計概要について協議し、方針を策定することとした。また、中国側は中継輸送基地施設の概略基本設計、工程表、概略積算額を 12 月 20 日までに策定し JICA に提出することとした。

JICA は、基本設計概要説明調査時に中国側と詳細内容について協議を行うことを説明した。中国側は可能な限り早期にフィジビリティスタディ及び環境影響評価の実施、市建設委員会および市環境保護局への審査受検手続、企画局への報告手続き準備を開始することを表明した。

7-3 浸出水処理施設建設

中国側は別添 3 の設計図等の浸出水処理施設の設計書を調査団に提出した。また、中国側は本施設を 2002 年 11 月より建設開始することとしており、2003 年 7 月に操業を開始する予定であることを説明した。調査団は本施設が確実に建設されることが日本の協力にとって必要不可欠であり、工程どおりに完成させることを中国側に対して要請し、中国側は確実な執行を約束した。また、調査団は中国側に毎月の工事実施状況報告を JICA に提出するよう要請し、中国側は対応することを表明した。

7-4 廃棄物管理に関する調査

両者は廃棄物については収集・運搬・処分の一連の廃棄物の流れ、施設周辺の自然環境や社会意識全体を把握し、総合的な管理を行うことが必要であることを確認した。調査団は、廃棄物管理全体に係る調査を実施し、この調査に対して、中国側の技術者が今後の廃棄物管理のために参加し、その手法等について把握することを提案した。中国側は各調査に対して必要な C/P を人選し、調査に参加させることを了解した。中国側が手法を把握すべき主な調査を以下に示す。

(1) 収集、運搬に係る調査

- 1) 中継輸送基地建設前後の廃棄物の流れについて確認するため、タイムアンドモーション調査を行い、収集ルート及び所要時間等を把握する。
- 2) ごみのサンプル調査を行い、ごみ質・ごみ量を把握する。
- 3) 既存の収集車両、コンテナの台数、状態等を把握する。
- 4) 中継輸送の必要なごみ量等を把握する。

(2) 最終処分に係る調査

- 1) 最終処分場の埋立処分状況を把握する。
- 2) 既存の埋立用機材の整備状況を把握する。

た

あ

(3) 自然環境

- 1)最終処分場周辺における水質等の調査を行う。また、中継輸送基地周辺の土地利用等を確認し、中継輸送基地建設後に必要な調査項目をまとめる。
- 2)簡易な環境モニタリング調査手法についてとりまとめる。

(4) 社会意識

- 1)最終処分場、中継輸送基地、不法処分サイト周辺住民及びスカベンジャーの意識を把握する。
- 2)西安市内住民、スカベンジャーの意識を把握する。
- 3)社会意識調査手法及び住民説明に関する方法について取りまとめる。

7-5 協力対象機材の選定について

本基本設計調査における協力対象機材の選定方法は以下のとおりとする。

- (1)中継輸送基地機材については中国側の収集輸送計画、中継輸送基地建設計画及び日本側が調査する機材整備計画との整合性を確認し、必要な機材の規模、数量を厳選する。
- (2)環境モニタリング機材については、最終処分場及び中継輸送基地予定地の状況、中国側の実施体制を確認した上で、必要な機材を厳選する。
- (3)最終処分場用機材については、中国側の収集輸送計画、最終処分場処理体制を確認した上で必要な機材を厳選する。

7-6 技術協力について

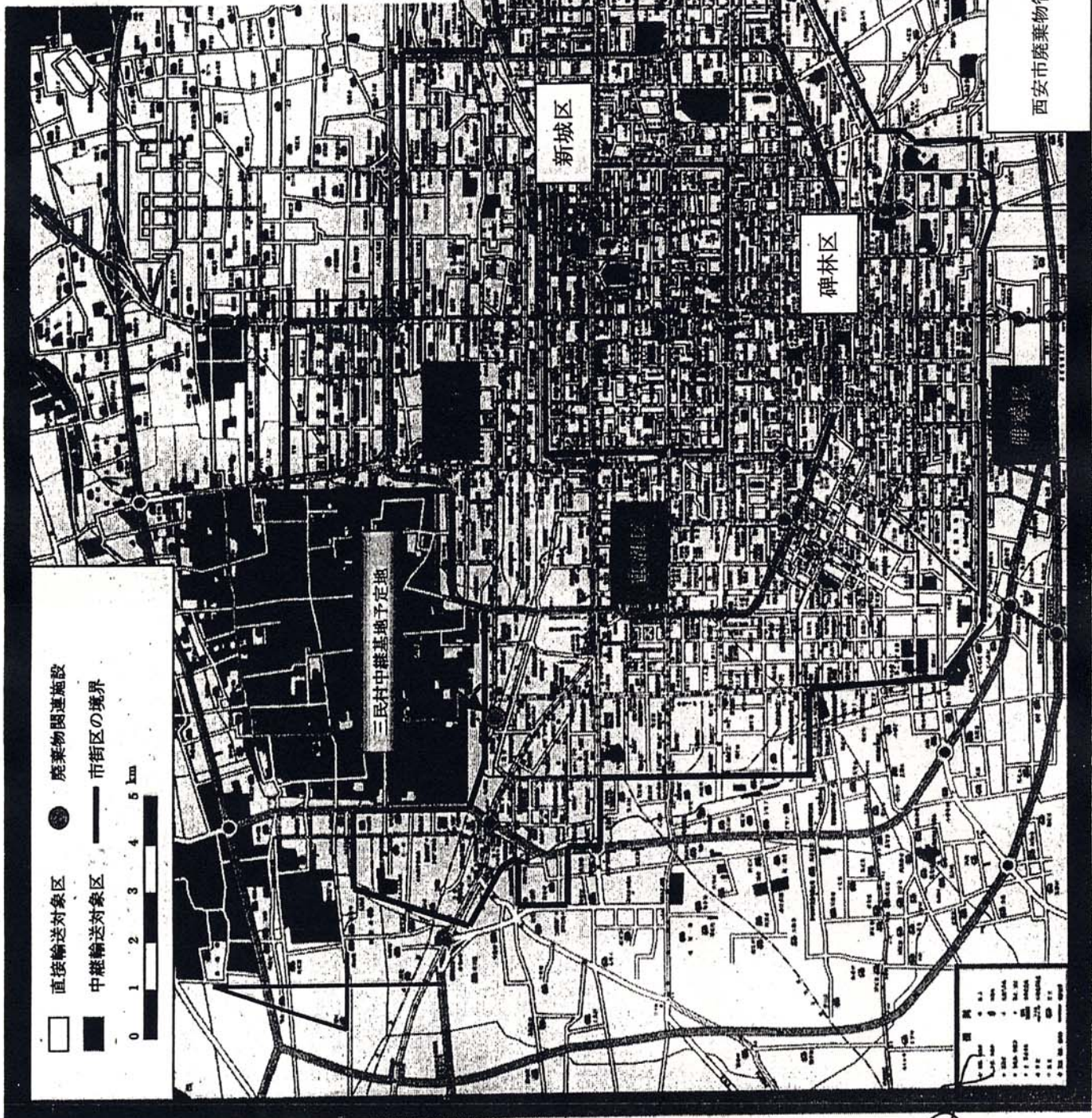
中国側は、中国国内では廃棄物問題が深刻であり、今後、西安市を廃棄物管理モデル都市として他都市からの視察および研修受け入れ等を行い、本計画の効果を広く中国国土全体に広げていくことを説明した。中国側は、この考え方の実現のためには廃棄物管理にかかる知見を深めることも重要であり、無償資金協力実施にあたっては「中継輸送管理」、「衛生埋立管理」に関するソフトコンポーネントを並行して実施することを要望した。調査団は今回の調査の中でその必要性についても検討することを説明した。また、中国側は、日本における先進的な廃棄物管理体制を習得するために「廃棄物管理システム」や「社会及び自然環境モニタリング調査手法」の分野に関する研修実施を要望した。調査団は研修については今回の調査の対象外ではあるが、本件は廃棄物管理全体の質の向上のために重要であると理解し、本要請があったことを在中華人民共和国日本大使館及び JICA 中国事務所の説明することとした。

- 別添1 計画対象地域
別添2 予備調査協議議事録
別添3 浸出水処理施設設計図

た

あ

中華人民共和国



別添 1

計画対象地域

西安市廃棄物管理改善計画基本設計調査

f2

91

中華人民共和國
西安市廢棄物管理改善計画予備調査
協議議事録

日本政府は、中華人民共和國の要請に基づいて、「中華人民共和國西安市廢棄物管理改善計画」(以下、計画という)に関する予備調査の実施を決定し、その実施を国際協力事業団(以下JICAという)に委託した。

JICAは、JICA無償資金協力部業務第1課竹内博史を団長とする予備調査団(以下、調査団という)を2002年6月23日から7月18日まで中華人民共和國に派遣した。

調査団は、中華人民共和國政府関係者(以下、中国側という)と協議するとともに、対象地域において現地調査を実施した。

協議及び現地調査の結果、双方は附属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き調査を実施し、予備調査報告書を取りまとめ、日本政府に報告する予定である。

本議事録は、本文と附属書から構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2002年6月28日 西安市にて

日本国
国際協力事業団
予備調査団長
竹内 博史

中華人民共和國
西安市人民政府
市政管理委員会 主任
芦 猛虎

竹内博史

芦 猛虎

あ、

附属書

1 計画の目的

本計画は、西安市の廃棄物管理改善を目的とした廃棄物収集、運搬、処分及び環境対策にかかる施設・機材の整備を図るもので、この事業にかかる費用のうち、中継基地及び最終処分場にかかる機材及び環境モニタリング機材の調達部分につき日本政府に対し中国政府が無償資金協力の要請を行ったものである。

2 計画対象地域

中国側は本計画にかかる廃棄物収集サービス地域（6市街区）及び最終処分場や中継基地等の廃棄物管理にかかる施設の配置について、別添1のとおりであることを説明した。

3 責任機関及び実施機関

3-1 責任機関

中華人民共和国西安市人民政府

3-2 実施機関

西安市市政管理委員会

4 要請内容

中国側は本調査団に対し、近年の西安市廃棄物管理の状況を踏まえ、別添2のとおり申請を提示し、日中双方はこれに基づき協議した。

5 今後の予定

JICAは今後の現地調査及び国内解析を終了し、西安市の廃棄物管理計画を踏まえて、これら要請内容の必要性、無償資金協力としての妥当性及び適正規模を検証し、日本政府に報告する。なお、案件の採択については日本政府によって決定されるものである。

6 日本の無償資金協力の仕組み

調査団は、別添3に示した日本の無償資金協力の仕組みを説明し、中国側はこれを十分に理解した。また中国側は、仮に本計画に対する無償資金協力が実施された場合、協力の円滑な実施のために別添4に記載されたとおり、中国側が行うべき必要な措置を理解した。

7 調査の予定

本調査団は、引き続き2002年7月18日まで調査を継続する。この中で、西安市の廃棄物管理体制について把握するため、西安市の組織体制・予算、廃棄物収集、運搬、処分にかかるシステム、資源再生、自然環境、環境モニタリング及び社会環境等について調査を行う。

(17)

た

す
3

8 西安市廃棄物管理の現状と計画

調査団は、日本国が廃棄物分野において無償資金協力を行うにあたっては、中国側が明確な廃棄物管理計画を策定し、必要な予算措置、人員配置を行っていることが必要であることを説明した。中国側はこれを理解し、以下のとおり西安市の廃棄物管理の現状と計画について調査団に対して説明した。

8-1 西安市の廃棄物管理組織

中国側は、西安市の行政組織の統合により、別添5のとおり廃棄物管理を行う組織が「西安市市容環境衛生管理局」から「西安市市政管理委員会」に変更になったことを説明した。なお、この行政組織統合は行政の効率化を目指すものであり、西安市の廃棄物管理に係る実施組織の変更はなく、また、予算や人員配置、施設建設計画の進捗については十分考慮されており必要な措置がなされていると説明した。

8-2 西安市廃棄物管理計画

中国側は、JICA 開発調査「西安市生活廃棄物処理計画調査(1990年10月)」のマスタープランに基づき、収集、輸送、中継システム、最終処分、浸出水対策、環境モニタリング、社会環境対策を盛り込んだ西安市廃棄物管理計画を策定したことを説明した。また、現在の本計画に係る整備状況等については8-4から8-11に記述するとおりであると説明した。

8-3 廃棄物の定義

中国側は、以下のとおり、西安市では一般廃棄物、産業廃棄物、建設廃棄物を定義しており、西安市市政管理委員会固形廃棄物管理処では、このうちの一般廃棄物の管理を所掌していること、また、今回の要請についても一般廃棄物に係るものであることを説明した。

- 1) 一般廃棄物：家庭ゴミ、市場・商店やホテル・レストラン等のサービス業や事務所から発生するゴミ、及び、路上ゴミ
- 2) 産業廃棄物：工場から発生する廃棄物、発電所から発生する廃棄物
- 3) 建設廃棄物：建設工事により発生する廃棄物

8-4 廃棄物収集の状況

中国側は、廃棄物収集車両については、西安市市政管理委員会が購入して市街区役所廃棄物関係部局において維持管理する体制であることを説明した。また、廃棄物収集輸送については市街区側が行い、中継輸送、処分場管理について西安市側が行う体制となっていることを説明した。市街区側で保有する収集車両台数については、現在、330台（圧縮式車両153台、非圧縮式車両177台）であり、市内のゴミ収集・運搬に使用されていること、また、西安市は毎年計画的に収集車両を購入していることを説明した。

47

た

す
3

8-5 中継基地整備状況

中国側は、既に市の西北部の三民村に約3haの中継基地用の土地を取得していることを説明した。また、以下の理由により、中継基地において圧縮システムを整備することが妥当であると説明した。

- 1) 市民生活における石炭使用量が減少したこと等により西安市のゴミ比重が減少し、ゴミの単位体積が増加しているため、圧縮に適していること。
- 2) 限られた財政及び体制の中で効率的な廃棄物運搬を行う必要があること。
- 3) 中継基地周辺への環境影響を極力抑えたいこと。

調査団は、要請のあった機材を仮に調達する場合、中継基地施設内部の設計は調達機材の仕様をもとに決定する必要がある、調達機材の仕様が決めた後、これに合わせた施設建設及び工程管理を中国側が行う必要があることを説明した。中国側はこのことを理解し、機材調達にあわせた施設建設・工程管理が可能であることを説明した。

また、調査団は、中継基地建設後の運転体制及び中継基地利用エリア及び市内収集時間及び体制について明確にする必要があることを説明し、中国側は理解した。また、調査団は中国側に本年8月末までに中継基地建設後の市内収集及び中継基地運営計画を提出するよう求め、中国側は了解した。

8-6 最終処分場整備状況

中国側は、西安市廃棄物管理計画に基づいて、西安市東部の江村溝において最終処分場1期目(13ha)の建設を完了し供用しており、現在2期目(60ha)の施工を行っていることを説明した。また、第1期目については、「生活ゴミ衛生埋立技術基準(CJJ17-88)」に基づき整備を行い、粘土による遮水工を底面及び側面に行っていること、第2期目については、昨年発出された「都市生活ゴミ衛生埋立技術基準(CJJ17-2001)」に基づき、シート材を底面と側面に設置していることを説明した。更に中国側は、現在、埋立機材が老朽化しており、また、今後、ゴミ発生量が増加することに鑑み、新たな埋立機材の調達が必要であることに言及した。

8-7 浸出水対策の現状

中国側は、現在、最終処分場から発生した浸出水について、最終処分場下流部の貯留池に貯留し、下水処理場に車両運搬していることを説明した。また、浸出水処理施設を計画し、現在詳細設計を行っていると同答した。本施設は2003年に完成予定である。

8-8 環境モニタリング計画

中国側は、現在、最終処分場周辺集落の井戸からサンプリングを行い、モニタリング調査を行っていること、また、現在まで、水質汚染の問題は発生していないことを説明した。

47

た

あ
ま

中国側は、環境モニタリング体制の強化が西安市廃棄物管理にとって必要であることを説明し、日常的にモニタリング調査ができるよう、携帯用のモニタリング機材等の計測機材を要請していることを説明した。更に、環境モニタリング調査に関する技術協力等の支援について要望したい旨を表明した。

8-9 社会環境に対する対策の状況

中国側は、中継基地周辺住民対策については既に完了していること。また、最終処分場においては浸出水対策等の最終処分場周辺住民との合意がとれていることを説明した。

また、中国側は、最終処分場で活動するスカベンジャーについて、許可制度を導入し、また、車両進入時などの事故が起きないように適切に管理していることを説明した。

8-10 医療廃棄物、産業廃棄物及び建設廃棄物への対応状況

中国側は、西安市が医療廃棄物処理体制強化のため、医療衛生ごみ管理暫定規定を制定するとともに、医療廃棄物処理施設を2003年末までに完成させることを説明した。また、産業廃棄物・建設廃棄物については原因者負担で処理することとしているが、処分地の指定及び処分に関する監視等を行い、不法投棄が起きないようにしていることを説明した。

8-11 廃棄物リサイクルと環境教育

中国側は「愛国衛生委員会」、「精神文明指導委員会」等の組織を通じて、西安市民に廃棄物管理に関する普及啓蒙を行っていることを説明した。また、廃棄物リサイクルに関しては、市民への普及啓蒙の中でゴミ減量化の重要性を説明していること、民間収集組織を通じてゴミの再利用を行っていることを説明した。

8-12 中国国内への普及啓蒙について

中国側は、西安市が環境対策に重点を置いた施策を取っていることを説明した。また、今後、西安市は引き続き中国の環境保全型廃棄物管理モデル都市となるよう努力し、また、西安市の廃棄物管理施策が他の都市へ波及するよう、研修の受入、情報発信などを積極的に行うことを説明した。

9 その他の協議事項

9-1 増値税（以下VAT）

2002年1月中国政府は日本の無償資金協力によって中国国内で調達される中国製品購入の際、発生するVATを免税とする措置を決定した。右措置は本計画にも適用される。詳細は別添6のとおり。

(47)

た

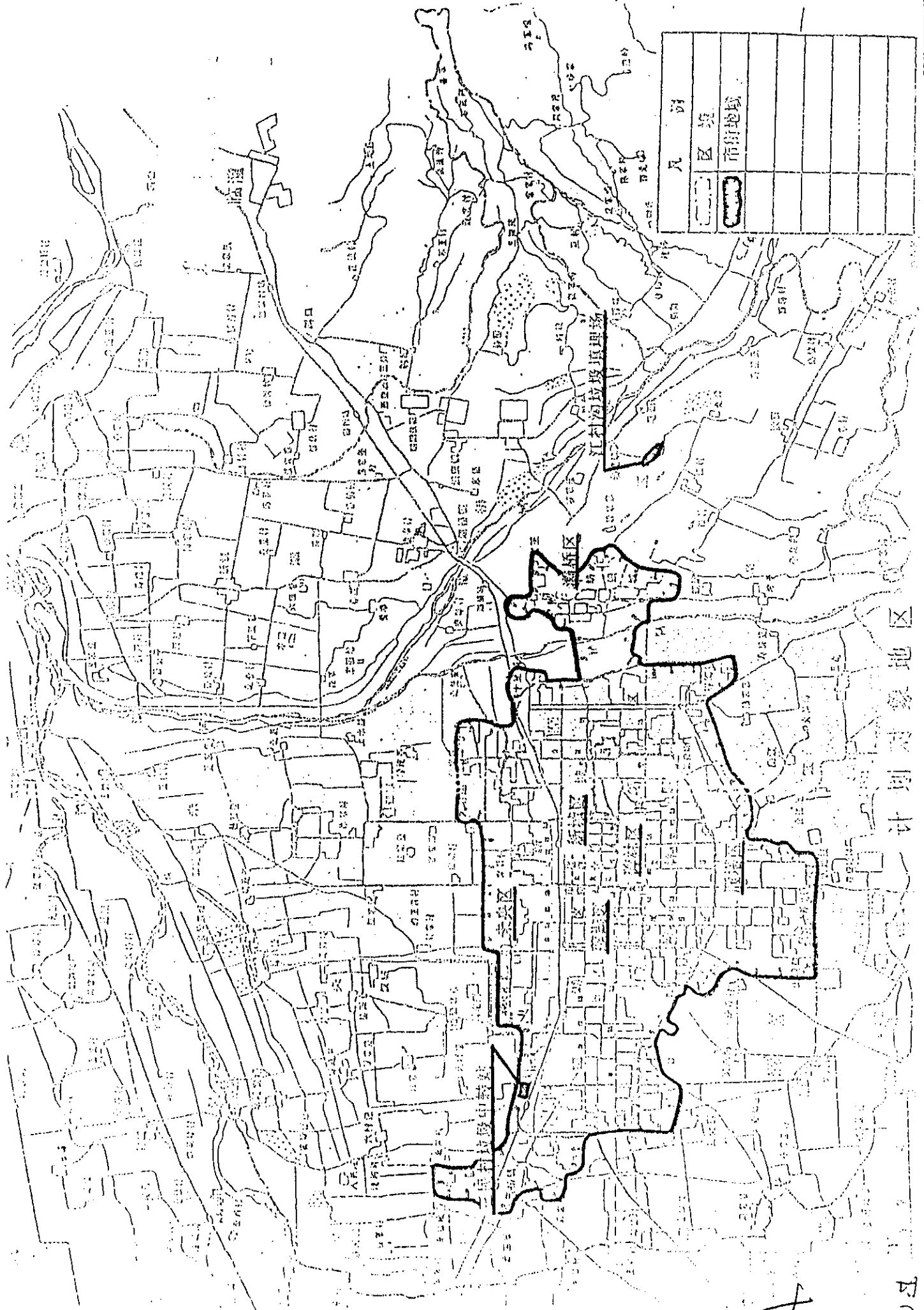
あ

- 別添 1 計画対象地域
- 別添 2 要請内容
- 別添 3 日本の無償資金協力の制度
- 別添 4 日中両国政府による主な負担事項
- 別添 5 西安市の行政組織体制
- 別添 6 VATについて

(17)

三

あ、²



凡	区	市街地域

区 街 巷 图 中

(5)

T

of

FR

要請内容

項目	機材名	形式	数量	用途
中継基地用機材	ごみ輸送機材	20トン	20台	ごみ輸送
	中継インター	18-20m ³	30個	ごみの収納
	圧縮設備		2式	ごみの圧縮
環境モニタリング機材	ガス分析器		3台	
	雨量計		1台	
	水槽		1式	
	COD測定装置		2台	
	PHメーター		5台	
	伝導率測定装置		5台	
廃棄物処分機材	ブルドーザー	220型	3台	ごみの撒き出し、転圧、覆土
	ホイールローダー		2台	覆土の運送・積込
	ランドフィルコンパクター		1台	ごみの圧縮
	パワーショベル	0.9型	1台	土堀/覆土の採取
	ダンプカー	8トン	5台	覆土の運搬
	薬品噴霧車	5トン	1台	
	小型清掃車		2台	道路清掃

(4)

た

あ

43

日本の無償資金協力制度

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力（無償）は次のような手順により行われる。

- (1) 第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府（外務省）は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。
- (2) 第二段階である調査（基本設計調査）は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。ただし、被援助国が申請する計画の背景や目的について調査を要すると判断する場合には予備調査を実施する場合もある。
- (3) 第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計調査報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。
- (4) 閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、無償資金協力が実行に移される。
- (5) 無償資金協力の実施は被援助国政府によって行われる。無償資金協力の円滑な実施のため JICA はコンサルタントの推薦、入札・契約手続きについて「調達のガイドライン」に沿って被援助政府を支援する。

2. 基本設計調査の位置付け

(1) 調査の内容

JICA が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

(R)

た

す、⁴/₂

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して JICA は登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは JICA の指示に基づき基本設計調査を行い調査報告書を作成する。

E/Nにより決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該基本設計調査のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

(1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務、(技術あるいは輸送等)を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名 (E/N) が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

(4) 生産物及び役務の調達

贈与によって調達される生産物及び役務は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民または被援助国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国（日本国及び当該国以外）の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及び国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。
- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。
- 7) 「適正使用」
贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。
- 8) 「再輸出」
贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。
- 9) 銀行取り決め
 - a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

(KI)

た

あ
3

- b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

10) 支払い授權書

当該国政府は、銀行取り決めを締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払い手数料を負担しなければならない。

(ki)

te

あ ^{1.4)}₂

日中両国政府による主な負担事項

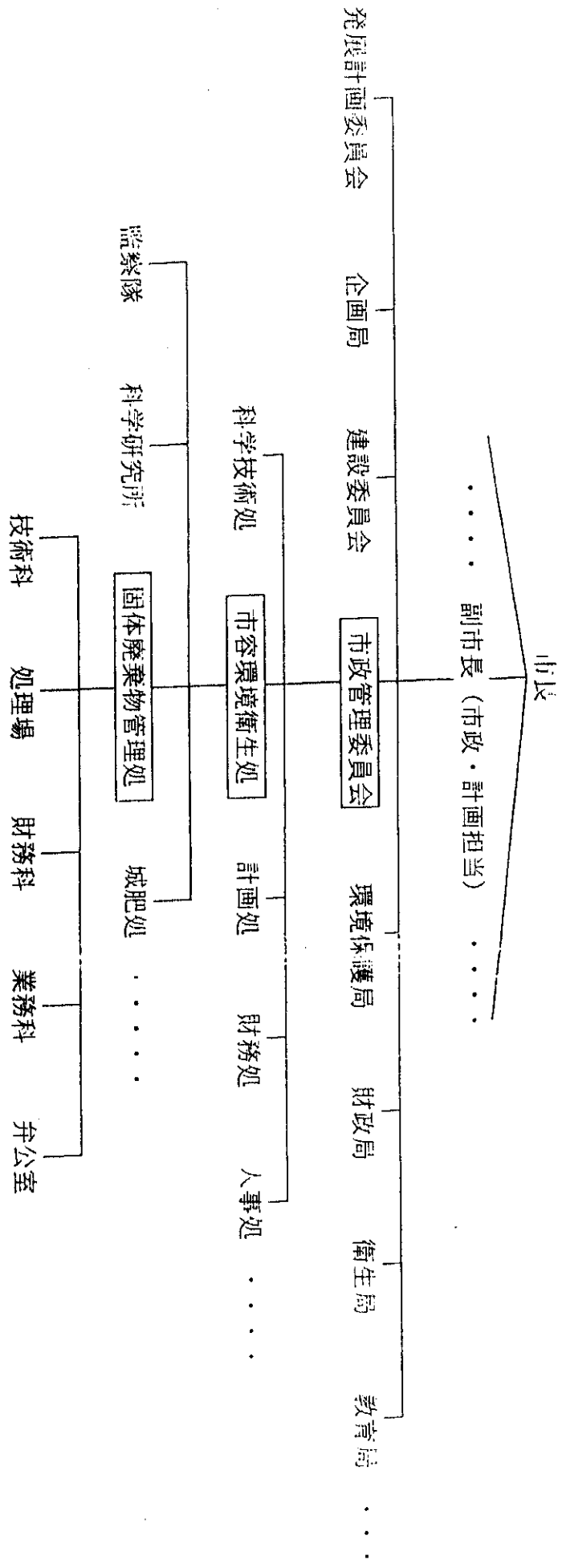
	負担事項	日本	中国
1	銀行取極 (B/A) に基づく手数料 ①支払授權書(A/P)発給手数料 ②支払手数料		● ●
2	①贈与に基づいて購入される生産物の日本から中国までの輸送 ②港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と、迅速な手続き促進 ③国際港から計画対象地までの国内輸送に係る経費 ④中国内調達品についての計画対象地までの国内輸送	● (●) (●)	 ● (●) (●)
3	契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の免除		●
4	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その業務の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与		●
5	贈与に基づいて購入される機材が、当該計画の実施のため適正かつ効果的に使用され、維持管理されるために必要な費用		●
6	無償資金協力により供与される以外で、本計画の実施に必要なとなるその他の費用		●
7	本計画の実施に必要なとなる中国国内の許認可（機材の輸入許可等）の事前取得		●

(1)

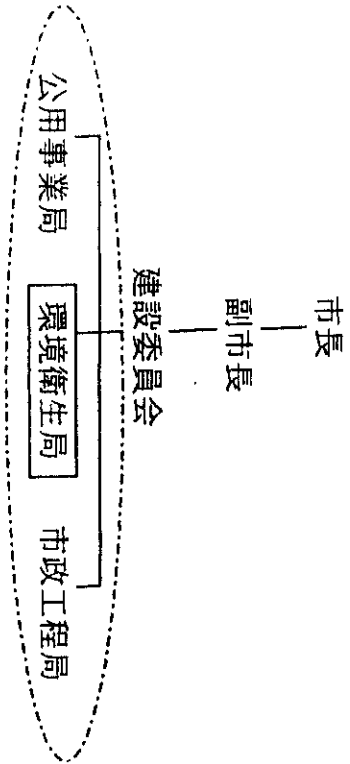
た

す、

Handwritten signature and initials.



(旧組織と組織改正点)



3局が合併し「市政管理委員会」が設立された。
 「環境衛生局」傘下の事業部局はそのまま市政管理委員会に移管された。

財政部、国家税務総局、経貿部により、外国政府及び国際組織が中国で実施する無償援助プロジェクトの現地調達物に対する増値税(VAT)免除の通知

各省、自治区、直轄市、予算独立市財政庁(局)、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局：

わが国が外国政府及び国際組織からの無償援助の受け入れを促進、プロジェクトが順調に実施されることを保証するために、國務院が2001年8月1日から、外国政府及び国際組織が中国で実施する無償援助プロジェクトの現地調達物に対する増値税(VAT)免除、また、調達先の中国国内の会社の仕入れに課された税金を、その他の国内で販売する商品に課せるべき増値税(VAT)から控除することを正式に批准しました。別添「外国政府及び国際組織が中国で実施する無償援助プロジェクトの現地調達物に対する増値税(VAT)免除の管理規定」に基づき、執行してください。

別添：「外国政府及び国際組織が中国で実施する無償援助プロジェクトの現地調達物に対する増値税(VAT)免除の管理規定」

写し：國務院弁公庁、財政部の各省、自治区、直轄市、予算独立市の駐在財政監察員事務所

(KT)

Te

あ、
あ、

外国政府及び国際組織が中国で実施する無償援助プロジェクトの現地調達物
に対する増値税(VAT)免除の管理規定
(試行案)

- 一、わが国が外国政府及び国際組織からの無償援助の受け入れを促進、プロジェクトの現地調達物に対する増値税(VAT)免除措置が順調に実行されるため、本管理規定を策定した。
- 二、本管理規定の適用対象は外国政府及び国際組織が中国で実施する無償援助プロジェクトの現地調達物、及び調達先の中国国内の会社(以下売り手と略称)
- 三、援助プロジェクトが確立されたら、無償案件の受注業者(以下買い手と略称)と中国側実施機関が共同で経貿部と国家税務総局に増値税(VAT)免除の申請書を提出する。申請書の内容はプロジェクトの名称、援助側の名称、被援助側の名称、買い手と売り手が結んだ販売契約のコピー、現地調達物明細表などとする。第三者に委託して、調達する場合は、委託者と実際の買い手の名称、住所、担当者名、電話番号を提出すること。売り手が契約を締結した際、契約のコピーを所在地の税務局に提出すること。
- 四、経貿部が上記申請書を受け取って、内容の真否、援助プロジェクトとの一致性について、審査を行なう。問題がなければ、経貿部から、国家税務総局に審査合格の証明書を提出。
- 五、国家税務総局が買い手と実施機関が共同で提出した申請書と経貿部から提出された証明書を基つき、売り手会社所在地の税務局に、状況の確認を申し入れ、証明書を提出してもらおう。所在地の税務局から提出する証明書と経貿部の証明書が一致すれば、国家税務総局から所在地の税務局に売り手に対する増値税(VAT)免除という旨の通知を发出。同時に、写しを財政部、経貿部と買い手に送る。
- 六、売り手は買い手が提示する免税書類に基づき、増値税(VAT)を含まない価格で買い手に販売すること。
売り手が所在地の税務局にて、国家税務総局の通知を基つき、増値税(VAT)免除の手続き、及び仕入れに課せる税金免除の手続きを行なう。
- 七、受注業者と実施機関が共同で提出した申請書は内容の変更が許されない。やむえず変更する場合は、本規定に従って、別に再申請を行なう。
- 八、免税で購入した品物を既定のプロジェクトに使用すること以外に、販売、及び、その他のプロジェクトに転用することは、脱税と見なされ、「中国税金徴収管理法」に基づき、処罰される。
- 九、本規定は2001年8月1日から発効する。

(KY)

T=

あ. 1/2